

令和8年度中信森林管理署庁舎清掃等業務契約書（案）

発注者 分任支出負担行為担当官 中信森林管理署長 と、受注者 とは、令和8年度中信森林管理署庁舎清掃等業務について、次のとおり請負契約を締結する。

（契約の主要事項）

第1条 この契約の主要事項は次のとおりである。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 作業名 | 令和8年度中信森林管理署庁舎清掃等業務
日常清掃（床清掃・床以外の清掃・巡回清掃）
定期清掃（床清掃ワックス仕上げ・窓ガラス清掃） |
| (2) 契約金額 | ￥
(うち、取引に係る消費税及地方消費税額 ￥)
内訳については、別紙1 契約金額内訳書のとおり |
| (3) 作業場所 | 長野県松本市島立 1256-1 中信森林管理署 |
| (4) 作業内容 | 「令和8年度中信森林管理署庁舎清掃等業務仕様書」のとおり |
| (5) 契約期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。 |
| (6) 契約保証金 | 免除 |

（総則）

第2条 受注者は、この契約条項及び別添、仕様書に基づき、誠実に庁舎清掃等の作業を行わなければならない。

2 作業の実行に当たっては、発注者の指定する職員の指示に従うものとする。

（現場責任者の選任及び任務、届出）

第3条 受注者は、この契約締結後速やかに、現場責任者を作業従事者の中から選任し、現場責任者及び作業従事者の氏名、その他発注者が必要と認める事項について、書面をもつて届出なければならない。

- 2 発注者は、本契約の履行に関する指示等する場合は、受注者の選任した現場責任者に対して行うものとする。
- 3 現場責任者は次の事項について、受注者に代わって受注者の作業従業員を直接指揮命令する。
- (1) 従業員の指揮監督及び業務処理
 - (2) 本契約に関する発注者との業務連絡及び調整
 - (3) 発注者からの仕様書に基づく事項
 - (4) その他、本契約の目的達成に必要な事項

（作業従事者の義務）

第4条 受注者の作業従事者は、発注者の指定する職員の承認を得ずに作業物件の所在する場所以外に立ち入り、又は正当な理由なくして備付物件を所定の場所以外に持ち出すことはできない。

2 受注者の作業従事者は、清掃等の作業中知った秘密を守らなければならない。

(作業従事者の変更請求)

第5条 発注者は、作業従事者の清掃等の作業その他の行為に著しく不適当と認められる者があるときは、その事由を明示して受注者にその交替を求めることができる。

(清掃作業等の検査)

第6条 受注者は、第1条(1)の日常清掃（床清掃・床以外の清掃・巡回清掃）について毎日、作業開始時間、終了時間、作業場所及び作業内容を発注者の指定した書面に記入のうえ、発注者の指定する職員に毎日提出し、確認・検査を受けるものとする。

2 受注者は、第1条(1)の定期清掃（床清掃ワックス仕上げ・窓ガラス清掃）の完了後に発注者の指定する職員の確認・検査を受けるものとする。

3 受注者は、前2項の検査に立ち会わなきこがあつても、異議を申し立てないものとする。

4 受注者は、第1項及び第2項の検査に不合格となつた場合には、直ちに発注者の指定する職員の指示に従つて、手直しを行うものとする。

(請負代金の請求等)

第7条 受注者は、請負金額の請求は1カ月毎とし、発注者は、受注者から完了分について適法な請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。なお、消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。

2 発注者は、発注者の責に帰すべき理由により前項の約定期間に内に代金を支払わない場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者は遅延利息を支払うことを要せずその金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 第2項の期限までに支払をしないことが天災、その他やむを得ない理由によるときは、その理由の継続する期間は約定期間に算入しないものとする。

4 契約期間中、発注者の指示又は、受注者の申し出により、発注者が承認した作業をしなかつた期間については、1カ月の料金から日割計算した額を減額して支払うものとする。

(損害賠償責任)

第8条 受注者は、清掃作業等の実行に当たり故意又は重過失により庁舎の設備、備付物件、貸与品等を亡失又はき損したときは、これを速やかに自己の負担において補修し、若しくは取替え又は発注者の指示に従い賠償責任を負うものとする。

2 受注者は、受注者の作業従事者が第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の責を負わなければならない。

ただし、発注者の責に帰すべき事由による場合は発注者がその責を負うものとする。

(請負代金の相殺)

第9条 受注者は、この契約により発注者に支払うべき債務を生じたときは、発注者はその

金額を請負代金と相殺するものとする。

(作業物件又は作業内容の変更)

第10条 発注者は、都合により作業区域又は作業内容を変更することができるものとする。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議してこれを定める。

2 発注者は、必要がある場合には作業従事者に対して、随時作業物件を特定して清掃等の作業の中止を求め、又は当該物件の所在場所への立入りを禁止することができる。

(契約の解除)

第11条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 受注者が、この契約に定める義務を履行する見込みがないとき。
- (2) 受注者が、この契約に関し不正行為を行ったとき。
- (3) 受注者の都合による契約解除の申し出に発注者が応じたとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払うものとする。

3 第1条(1)の各作業のいずれかの作業について、契約の一部解除をしたときは、当該作業に係る請負金相当額に対して、解除の日までの日数に応じ、日割計算した額をもって精算する。

(権利義務の譲渡)

第12条 受注者は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

(再委託の制限)

第13条 受注者は、請負事業達成のため、請負事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

2 受注者は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。

4 受注者は、この請負事業達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以後の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を第1項承認後、速やかに届け出なければならない。

5 受注者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要ある場合には、第3項の変更の承認後、速やかに前項の書面を変更し発注者に届け出なければならない。

6 発注者は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときには、受注者に対して必要な報告を求めることができる。

7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が第1条に規定する委託費の限度額の50%以下であり、且つ、100万円以下である場合には軽微な再委託として前各号の規定は適用しない。

(個人情報に関する機密保持等)

第14条 受注者及び請負事業に従事する者（従事した者を含む。以下「請負事業従事者」という。）は、この請負事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することとなるものを含む。）を請負事業の遂行に使用する以外に使用し又は提供してはならない。

2 受注者及び請負事業者は、保有した個人情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならない。

3 前2項については、この請負事業が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第15条 受注者は、請負事業を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ請負事業の目的が達成することができない場合以外には、複製、送信又は持ち出しあつてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生における対応)

第16条 受注者は保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害拡大防止等のための必要な措置を講ずるとともに、発注者に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(請負事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第17条 受注者は、請負事業が終了したときは、この請負事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、発注者より提供された個人情報については返却しなければならない。

(再委託の条件)

第18条 受注者は、発注者の承認を受けこの請負事業を第三者に再委託する場合は、個人情報の取扱いに関して必要且つ適切な監督を行い第6条から前条までに規定する発注者に対する義務を当該第三者に約さなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第19条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置 命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第

7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第20条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(信義則条項)

第21条 発注者及び受注者は、信義に基づき誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約外の事項)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、必要に応じて発注

者と受注者が協議して定める。

(紛争の解決)

第23条 この契約について紛争が生じた場合は、発注者と受注者が協議して選定した第三者の調停により解決を図るものとする。

(特約事項)

第24条 別紙2のとおり

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、発注者と受注者の双方が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年4月 日

発注者 長野県松本市島立1256-1
分任支出負担行為担当官
中信森林管理署長

受注者

別紙1

契約金額内訳書

作業項目	細目	単価 A	数量 B	金額 A×B	備考
日常清掃	床清掃・床以外の清掃・巡回清掃		12	0	左記の単価は、月毎単価
定期清掃	床清掃(ワックス仕上げ)		2	0	左記の単価は、1作業毎単価
"	窓ガラス清掃		2	0	"
計				0	
消費税				0	
総計				0	

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約について個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が、再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しく

は再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

- 第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

- 第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。